事業年度又は 連結事業年度 .

法人名

				1/10		
都道府県名	法 人 税 の 控除限度額	従業者数②	②で按分した 法人税の控除 限 度 額 ④	税率 ⑤	道府県民税の 控 除 限 度 額 ④×⑤ ⑥	補正後の 従業者数 ②×⑤÷標準税率 ⑧
		<u></u>	P.	100	円 円	
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
<u> </u>				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
合 計	① 円	3			⑦	

控除限度額の計算に関する 明細書

事業年度又は 連結事業年度 .

法人名

道府県民税の ②で按分した 補正後の 法人税の 法人税の控除 税率 控除限度額 従業者数 都道府県名 従業者数 控除限度額 限 度 4×5 ②×⑤÷標準税率 ⑧ 6 (5) 人 円 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 1 円 3 7 計 合

第7号の2様式別表2記載の手引

1 この明細書の用途等

この明細書は、道府県民税の控除限度額を地方税法施行令(以下「政令」といいます。)第9条の7第7項ただし書の規定により計算する場合に記載し、第7号の2様式の明細書に添付してください。

2 法人名

法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を第7号の2様式の明細書に添付する場合には、当該法人課税信 託の名称を併記します。

3 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた	留意事項
1 「法人税の控除限度額①」	連結申告法人以外の法人にあっては法人税の明細書 (別表 6 (2)) の 16 の欄の金額を、連結申告法人にあっては法人税の明細書 (別表 6 の 2 (2)付表) の 13 の欄の金額を、外国法人にあっては法人税の明細書 (別表 6 の 3) の 11 の欄の金額を記載します。	
2「従業者数②」	地方税法第57条第2項に規定する従業者数を各都道府県ごとに記載します。 この場合において、特別区の存する区域と当該区域以外の都の区域に事務所又は事 業所(以下この記載の手引において「事務所等」といいます。)を有する法人にあ っては、特別区の存する区域の事務所等の従業員数と当該区域以外の都の区域の事 務所等の従業者数とに区分して記載します。	
3「②で按分した法人税の控除 限度額④」	①の欄の金額を従業者数の③の欄の総従業者数で除して1人当たりの金額(当該除して得た数値に小数点以下の数値があるときは、当該小数点以下の数値のうち当該従業者の総数のけた数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てた数値を記載します。)を算出し、当該1人当たりの金額に②の欄の各都道府県ごとの従業者の数を乗じて得た金額を記載します。この場合において、当該乗じて得た金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額を記載します。	
4 「税率⑤」	当該事業年度分又は連結事業年度分に適用される各都道府県ごとの道府県民税の法人税割の税率を記載します。 この場合において、特別区の存する区域と当該区域以外の区域に事務所等を有する法人にあっては、特別区の存する区域の従業者数に対応する欄には、当該区域以外の都の区域において課する都民税の法人税割の税率を記載します。	
5 「道府県民税の控除限度額 ⑥」	各都道府県ごとの④の欄の金額に各都道府県ごとの⑤の欄の税率を乗じて得た 金額を記載します。この場合において、当該乗じて得た金額に1円未満の端数があ るときはその端数を切り捨てた金額を記載します。	
6 「補正後の従業者数⑧」	各都道府県ごとの②欄の従業者数に各都道府県ごとの⑤の欄の税率を乗じて得た数を 100 分の 3.2 (令和元年 10 月 1 日以後に開始する事業年度は 100 分の 1) で除して得た従業者数を記載します。この場合において、当該除して得た従業者数に1人に満たない端数があるときは、その端数を切り捨てた数値を記載します。	